

露店等の届出フロー

催しにおける露店等の開設であるか？

いいえ

はい

露店等(対象火気器具等を使用するものと使用しないものとの合計数)の開設数は100店舗を超えるか？

いいえ

対象火気器具等(液体、気体、固体燃料及び電気を熱源とする器具)を使用する露店等が開設されるか？

いいえ

はい

はい

- ・ 消防長が指定催しとして指定後、主催者は催しの開催の14日前までに、管轄の消防署に火災予防上必要な業務に関する計画を提出
- ・ 露店等の開設届の届出の必要なし。
- ・ 対象火気器具等には消火器の準備が必要です。(電気を熱源とするホットプレート、IH調理器、電子レンジ、電気乾燥機や電気温水器等は推奨。)

- ・ 管轄の消防署に露店等の開設届出書をあらかじめ開設する前までに届出(届出の主体は、露店等を開設する者又は開設する露店等が複数である場合の主たる開設者・代表者)
- ・ 対象火気器具等には消火器の準備が必要です。(電気を熱源とするホットプレート、IH調理器、電子レンジ、電気乾燥機や電気温水器等は推奨。)

火災予防条例の規定に該当しないため届出等の必要なし。

露天関係者

催しにおいて露店等を開設する場合

所轄消防署



- ① 露店等の開設届出書の作成
- ② 消火器の準備

③ 露店等の開設届出書をあらかじめ露店開設前までに提出

④ 現地確認・防火指導



八代広域行政事務組合消防長

指定催しを開催する場合

所轄消防署



- ① 大規模な催し的主催者と協議
- ② 指定催しとして指定

催し的主催者



- ③ 防火担当者の選任
- ④ 火災予防上必要な業務に関する計画提出書の作成指示(作成者:防火担当者)

⑤ 作成した計画提出書を指定催しの14日前までに提出

⑥ 現地確認・防火指導



お問合せ先 消防本部予防課【0965-32-9227】

八代消防署【32-9223】 新開分署【35-6333】 日奈久分署【38-0151】 坂本分署【45-2121】

鏡消防署【52-1313】 泉分署【67-3331】